

豊中市上下水道事業経営戦略改定等支援業務委託業者募集要領

1. 目的

本市では、新水道ビジョン及び新下水道ビジョン(国土交通省)、経営戦略(総務省)の内容を盛り込んだ「第2次とよなか水未来構想(以下、「構想」という。)」を平成30年2月に策定、令和3年2月に改訂を行った。

また「構想」は、計画期間が平成30年度(2018年度)から令和9年度(2027年度)までの10年間と長期にわたることから、社会環境の変化や達成状況などを踏まえた改訂を3年ごとに行うこととしており、令和7年度(2025年度)に予定している。更に令和9年度(2027年度)には令和10年度(2028年度)から令和19年度(2037年度)までの10年間の計画期間とする次期とよなか水未来構想の策定を予定している。

これらのことから、本業務は「構想」の改訂支援及び次期とよなか水未来構想の策定に向けた支援を行うことを目的とする。

2. 業務概要

(1) 件名

豊中市上下水道事業経営戦略改定等支援業務

(2) 実施期間

契約締結日から令和8年(2026年)3月31日まで

(3) 業務内容

別紙「豊中市上下水道事業経営戦略改定等支援業務仕様書」のとおり

(4) 提案限度額

委託料の上限は16,357,000円(消費税及び地方消費税を含む)

3. 担当部局所管課

上下水道局経営部経営企画課

4. 参加資格

(1) 参加資格要件

参加資格は、提案書等の提出期日において、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。なお、提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合は参加を取り消す。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 令和7年度の豊中市物品等の認定有資格者名簿に登録されている者であること。
- ③ 人口が20万人以上の事業体で、水道・下水道ビジョン及び経営戦略などのアセットマネジメント支援業務について、平成27年度以降に受託実績(一括、単体での受託形態は問わない)を有し、かつ本業務の目標達成及び適正な履行に必要な人員を配置できる者であること。
- ④ 本市から豊中市入札参加停止基準(平成7年6月1日制定)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ⑤ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法律第2条第6号に規定する暴力団の構成員をい

う。)若しくはその他構成員の統制下にある者でないこと及びその利益となる活動を行ったことがある者でないこと。

- ⑥ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)第 64 条による改正前の商法(明治 32 年法律第 48 号)第 381 条第 1 項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- ⑦ 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)附則第 2 条による廃止前の和議法(大正 11 年法律第 72 号)第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- ⑧ 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑨ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て(同法 附則 第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。)第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(2) 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提案限度額を超える提案をしたとき
- ② 提案書の内容が、本募集要領の示す要件を満たしていない場合
- ③ 提出書類について虚偽の記載をしたとき
- ④ 提案書の内容が、法令違反等著しく不適当な場合
- ⑤ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑥ 提案書の提出がない場合
- ⑦ プレゼンテーションに参加しなかった場合

5. スケジュール

(1)公募実施要領の公表	令和 7 年(2025 年)4 月 16 日(水)
(2)参加表明書の提出期限	令和 7 年(2025 年)4 月 23 日(水)17 時まで
(3)質問の受付期間	令和 7 年(2025 年)4 月 24 日(木)9 時から 令和 7 年(2025 年)4 月 30 日(水)17 時まで
(4)質問に対する回答	令和 7 年(2025 年)5 月 8 日(木)17 時まで

(5)企画提案書等の提出期限	令和7年(2025年)5月14日(水)17時まで
(6)第1次審査(書類審査) ※提案者が6社以上あった場合のみ実施する。	令和7年(2025年)5月16日(金)《予定》
(7)第2次審査(プレゼンテーション) ※時間、場所は後日連絡する。	令和7年(2025年)5月20日(火)《予定》
(8)審査結果の通知	令和7年(2025年)5月下旬発送《予定》
(9)契約の締結	令和7年(2025年)6月上旬《予定》

6. 応募の手続き

(1) 参加表明書の提出

【提出期限】

令和7年(2025年)4月23日(水)17時まで

【提出先及び提出方法】

〒560-0022 豊中市北桜塚4丁目11番18号 豊中市上下水道局3階

豊中市上下水道局 経営部 経営企画課

メール: keiki@suidou.city.toyonaka.osaka.jp

持参、書留郵便、メール(PDF形式)

【様式】

参加表明書(様式-1)を豊中市上下水道局ホームページからダウンロードすること。

(2) 質問の受付及び回答

【受付期間】

令和7年(2025年)4月24日(木)9時から4月30日(水)17時まで

【質問方法】

「質問書」(様式-2)を下記の問合せ先に電子メールで送付すること。

【問合せ先】

豊中市上下水道局 経営部 経営企画課

メール: keiki@suidou.city.toyonaka.osaka.jp

【質問の回答】

令和7年(2025年)5月8日(木)17時までに電子メールにて全参加事業者に回答する。

なお、回答に対する再質問は受け付けない。

(3) 企画提案書等の提出

【提出期限】

令和7年(2025年)5月14日(水)17時まで

【提出先及び提出方法】

〒560-0022 豊中市北桜塚4丁目11番18号 豊中市上下水道局3階

豊中市上下水道局 経営部 経営企画課

持参、書留郵便

【提出書類】

項目	内容
①企画提案書の表紙(様式-3)	・必要事項を記入すること。
②会社概要(様式-4)	・貴社の概要について、会社名、本社所在地、設立年月日、資本金、直近決算における年間売上高、従業員数、契約する支店・代表者名、主な業務内容を記載すること。
③貴社の特徴(任意様式)	・貴社の関連業務などの実施状況や業務体制及び特徴を記載(パンフレット等の使用も可)すること。
④貴社の同種業務実績(様式-5)	・平成 27 年度から令和 6 年度までに同種実績として水道・下水道ビジョン及び経営戦略などのアセットマネジメント支援業務を受託した実績がある場合には、履行期間、契約金額、発注者名、業務名称、業務概要を各欄に記載すること。 ・なお、実績を証明する書類として契約書の写し又はテクリス登録の写しを添付すること。
⑤予定(管理・担当)技術者の経歴等(様式-6)	・予定(管理・担当)技術者の氏名、生年月日、令和 7 年 4 月 1 日現在の所属・役職及び保有資格、同種又は類似業務実績、手持業務の状況、経歴等、本業務で担当する業務内容を記載すること。 ・雇用を証明する書類及び保有資格を証明する書類を添付すること。 (注) 提案書に記載した予定(管理・担当)技術者は、原則として変更できないものとする。ただし、退職等の理由で変更する場合、同等以上の技術者であることと本市の了解を必要とする。
⑥業務体制及び業務工程計画(任意様式)	・本業務の執行にあたり、業務体制及び履行期限までにどのような工程で実施するかを、A4 版・2 枚以内に記載すること。
⑦企画提案書(任意様式)	以下の内容について、A4 版・20 枚以内に記載すること。 ・業務内容の実施方針 ・業務の実施手法 ・業務内容に対する提案及び対応
⑧見積書(任意様式)	・見積額は消費税を含めたものを提示し、本体価格と消費税を明記すること。

【提出部数及び形式等】

- ・提出様式: 提出書類①～⑧は正本 1 部、副本 6 部提出すること。(必要書類も添付すること。)
用紙サイズは、A4 版(カラー印刷・両面印刷可)、フラットファイルで左綴じすること。
企画提案内容は、文章、表の他にイラスト及び写真等の使用も可とする。
本文の記載方法等は特に指定しない。
提出書類のデータを PDF 形式で CD-R に保存し、1 部提出すること。
- ・提出書類は、理由の如何を問わず返却しないものとする。
- ・企画提案書作成に係る費用は、参加事業者の負担とする。

7. 候補者の選定方法

(1) 審査方法

局職員で構成する選定委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき審査を実施し、評価点数の合計(最大 100 点×6 人=600 点)による総合評価で最高点を得た提案者を最優秀提案者に決定する。

提案者が6者以上あった場合は、一次審査として書類審査を実施し、プレゼンテーション審査の対象者として5者を選定する。この場合、一次審査の審査結果を令和 7 年 5 月 19 日(月)《予定》に全提案者へメールにて通知する。なお、提案者が5者以内の場合はプレゼンテーションの案内のみとなる。

(2) プレゼンテーションの実施

①プレゼンテーションは令和 7 年(2025 年)5 月 22 日(木)を予定している。(時間、場所については別途連絡します。)プレゼンテーション用のスクリーン及びプロジェクターは局で用意するが、提案者で用意し、使用することも認める。ただし、プロジェクター等を使用するために必要なパソコンその他の使用機器等は提案者が用意するものとする。

②当日の出席者は本業務を担当する管理技術者及び担当技術者とし、3 名以内とする。

③プレゼンテーションは、提出資料により行う。(追加資料での説明は認めない。)

④プレゼンテーションの時間は 20 分以内とし、終了後審査委員より質問を行う場合がある。

(3) 審査項目

公募型プロポーザル方式 評価項目及び配点

評価対象項目	評価項目	観点	配点
企画提案書			40
	① 受託実績	・平成 27 年度以降の同種業務実績、類似業務の実績	10
	② 本業務の実施体制	・技術者等の人員体制、業務状況 ・本業務での分担業務の具体性	10
	③ 業務担当予定技術者の実績・能力	・専門的な能力や資格 ・同種(類似)業務の経験実績	10
	④ 見積額	以下の方法で得点を算定する。 ・参加者の中で、提案価格書に記載された提案価格が最低の者に、配点である 10 点を付与する。 ・上記以外の参加者の得点は、最低提案価格との比率をもって小数第 3 位を四捨五入し、少数第 2 位まで求める。 ※提案価格評価点＝配点(10 点)×最低提案価格/当概提案価格	10
	⑤ 過去 3 年以内の処分歴	公募開始日から過去 3 年以内に豊中市から業務停止処分を受けている。	-10
プレゼンテーション			60
	⑥ 提案内容	仕様書に沿った業務内容を十分に理解した提案内容となっているか。	20

		委託期間を勘案し、本市の特性を十分に踏まえた業務工程表となっているか。	20
		本業務に対しての取組意欲があるか。	20

8. 受注候補者の決定及び審査結果通知

- (1) 令和 7 年(2025 年)5 月下旬頃に受注候補者を決定し、審査結果はすべての提案者に通知文書を送付する。
- (2) 受注候補者としての決定の取り消し
受注候補者が本公募実施要領の定める応募者の参加資格要件に適合しなくなった場合や違反をした場合は決定を取り消す。
- (3) 受注候補者の繰り上げ
受注候補者を取り消し処分とした場合、次点者と協議の上、受注候補者とする。

9. 参加の辞退

企画提案書を提出後、審査を辞退する意向のある場合には、速やかに問い合わせ先まで連絡し、「企画提案辞退届」(様式-7)を持参、または書留郵便により送付すること。

10. 公表

決定した受注候補者については、豊中市上下水道局ホームページにおいて公表する。なお、審査内容や結果に関する異議は認めない。

11. 契約の締結

- (1) 受注候補者は、企画提案内容に基づき、局と協議の上、委託契約の手続きを行うものとする。なお、受注候補者と契約に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と契約する。
- (2) 契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに局と詳細を協議する。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。
- (3) 契約に当たっては、豊中市上下水道局会計規則第 46 条により、契約金額の 100 分の 5 以上の契約保証金が必要となる。ただし、同規則第 47 条各項のいずれかに該当する場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

12. その他

- (1) 事情により予告なく公募を取り止める場合がある。
- (2) 公募は本実施要領に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、豊中市条例、その他関係法令等の定めるところによるものとする。
- (3) 本提案等に対する参加報酬は無く、企画提案書類の作成に要した費用、旅費、その他参加に要した経費については、提案者の負担となる。
- (4) 成果品の権利は、局に帰属するものとする。
- (5) 受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び豊中市個人情報保護条例(平

成 17 年豊中市条例第 19 号)を遵守するものとする。

13. 問い合わせ先

〒560-0022 豊中市北桜塚 4 丁目 11 番 18 号 豊中市上下水道局 3 階

豊中市上下水道局 経営部 経営企画課

TEL:06-6858-2921 FAX:06-6858-4883

E-mail:keiki@suidou.city.toyonaka.osaka.jp